

# 令和7年度 村営住宅補充入居者募集

希望者の方（下記の入居条件を満たす方に限る）は、下記の要領にて申し込んで下さい。

※ 入居者選考に当たっては審査を行い、状況に応じて入居者選考委員会の意見を聴き抽選を行います。

## 記

1、入居場所：座間味第6団地 1階（阿真532-2）1戸

## 2、村営住宅の設置について

村は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために、村営住宅を設置する。

## 3、入居条件

(1) 同居する親族がある方及び婚約中もしくは結婚予定がある方

※障害をお持ちの方や年齢によって上記に該当しない方も入居資格がある場合がございますので役場にご相談下さい。

(2) 住宅に困窮している方

(3) 本村に6ヶ月以上の住所を有する方

(4) 世帯での月額所得が15万8千円～21万4千円以下であること

(1～4は座間味村営住宅設置及び管理条例第6条の規定によるもので障害や同居者の有無によって金額は異なります)

(5) 村税・公共料金等を未納及び滞納していない方

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しない者

4、家賃：入居者の収入により決定（毎年算定があります）

## 5、敷 金：家賃の3ヶ月分

## 6、提出書類

- (1) 住民票謄本
- (2) 入居申込書（村指定様式）※阿嘉・慶留間島出張所でもご用意しております。
- (3) 所得証明書（令和6年度）
- (4) 住民税の納税証明書（非課税の方は非課税証明書）
- (5) その他必要となるもの

- ・婚約の予約者がある場合は婚約証明書（村指定様式）
- ・立退要求を受けている場合はその要求を証する書類等

## 7、申込期間 令和7年3月5日（水） ～3月21日（金）まで （土日祝祭日を除き午前9時より午後5時）

## 8、その他

- (1) 入居の際は入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、村長が適当と認める連帯保証人が必要です。
- (2) 現在、空室の村営住宅に入居できなくても、今回申込をして頂き令和7年度中に空きが生じた場合は、入居補欠者として入居できる事があります。（入居順位順）
- (3) 現在空室の住宅は修繕が終了次第入居可能となります。

## 9、申込先 座間味村役場 総務課

TEL098-987-2311

阿嘉・慶留間島の方は阿嘉・慶留間出張所でも受付できます。

※条例等その他詳細は役場ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。